

1. 件 名：日本原子力研究開発機構の敦賀地区発災時の機構対策本部体制の見直しの検討について

2. 日 時：令和元年12月20日 10:58～12:16

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門

敦賀廃止措置実証本部 安全・品質保証室 施設保安統括グループ
グループリーダー 他3名

5. 要 旨

日本原子力研究開発機構から、敦賀地区発災時の原子力施設事態即応センターの機能を機構本部（東海）から敦賀本部へ移すことを検討しているとの説明があった。

原子力規制庁より、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第3号に「原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設」とされており、特に以下について整理するように伝えた。

- ・重要な事項に係る意思決定を行うため、役員クラスなど敦賀本部で十分な体制となっているか
 - ・統括管理を支援するため、原子力施設事態即応センターを組織する要員が十分な体制となっているか
 - ・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（内規）に基づき、原子力施設事態即応センターの要件を満たしているか
- 日本原子力研究開発機構から、引き続き検討するとの回答があった。

6. その他

配布資料：あり